

「美しい自然」の編集を 振り返って思うこと

——淡海環境保全財団からの発行中止に際して——

小林圭介

この度、淡海環境保全財団の突然の申し出により、滋賀自然環境研究会が編集を担当してきました「美しい自然」は、六十七号をもって淡海環境保全財団からの発行を中止とすることにいたしました。これまで長年にわたって御愛読いただいた滋賀県内外の大勢の皆様、また原稿や写真、助言などをお寄せいただいた多くの方々に衷心よりお礼申し上げます。

振り返ってみますと、「美しい自然」の発行は、当時滋賀県自然保護協会の事務局を担当していた自然保護課の職員に、私が協会の事業として自然保護に関する機関紙を発行して見ると提案し、協会と自然保護課がそれを英断をもって受け入れたところに始まります。そして、創刊号は

滋賀自然環境研究会がボランティアで責任をもって編集することとし、昭和五十年十一月に滋賀県自然保護協会の機関紙として発行されました。機関紙の名称についても、「緑と湖の美しい自然」に恵まれた滋賀県が再確

認されると同時に、より美しい自然をとりもどしてほしいという願いをこめた表題です」と、創刊号の編集後記に書きましたように「美しい自然」とすることで、協会と自然保護課の意見の一致をみました。

また、協会の会員は県と市町村によつて構成されており、実質的には「美しい自然」は公共機関紙でした。しかし、県や協会は編集や内容の全てをボランティアの滋賀自然環境研究会に任せて発行し、編集に対しては何ら口を差し挟まないという、理想的なパートナーシップで発行されてきた先駆的公共機関紙だったと思います。このことは、当時の協会会

長の武村正義知事の巻頭言「創刊号によせて」にもみられるように、知事其自然保護に対する大胆な考えと併せて、機関紙「美しい自然」への期待する言葉からもうかがえます。一方で、協会と財団の事務局である自然保護課は研究会がボランティアで編集作業をしているのを見兼ねて、

途中から編集費を確保してくれるなど、陰からの協力やさまざまな配慮もあって、結局、二十四年間も発行を続けることができました。

ただ、二十四年もの間、その発行が順調であったかという点、必ずしもそうとはいえず、少なくとも三回は発行中止の瀬戸際に立たされてきました。

一回目は、印刷費の値上がりで、予算的に「美しい自然」の発行継続が困難となったことが理由でした。

このことについては、滋賀県自然保護財団から財団事業の一環である自然保護の普及啓発事業として補助を受けることとしたり、三回の発行を二回に、また発行部数とそれまで海外的県人会にまで配布していた配布先を減らすなど、事務局の大変な努力によつて難題を解決しました。

次ぎは、滋賀県在住の外国人が投稿してきた巻頭言の原稿を不採用にしたことに端を発した問題でした。

その原稿は、文章中に差別用語が不用意に使われていたり、また内容全体が当時問題になっていた千メートルタワーに関わる協会会長と財団理事長である稲葉稔知事の「調査をしてみた」といった発言に対する批判であったため、巻頭言としての妥

当性を自然保護課とも慎重に協議した結果、巻頭言ではなく本文中に掲載することにしました。そして、その旨を本人に伝えたところ、言論の自由の迫害だと全く取り合わず、編集責任者としても是非詳細に説明したいので面会を申し込んだところ、

電話を一方的に切ってしまい、挙げ句の果てには、勝手な言い分で言論の自由を迫害されたとマスコミに発表するなど、極めて深刻な状況に発展しました。マスコミも外国人の言

い分しか取り上げず、滋賀県と編集責任者が言論の自由を迫害したという内容の記事一色でした。ただ、朝日新聞社は、丁度、言論の自由についてキャンペーンをはっていたこともあって、私のところに取材の電話をかけてきてくれましたので、事実を話して理解をもらうことができました。

つまり、「美しい自然」の巻頭言は新聞の社説や論説に相当するものであり、彼の原稿は「美しい自然」の理念や方向性に外れているし、内容的にも品格を欠くものであったために巻頭言としては不採用にせざるを得なかったこと、また文章中の誤字や差別用語などは別にして本文中には掲載できる、としたことなどの経